

公開・非公開の別

■公開 □部分公開

□非公開

令和3年度第1回浜松市障害者施策推進協議会会議録

1 開催日時 令和3年10月28日(木) 午後2時00分から午後3時02分

2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室

3 出席状況 出席委員 新宮尚人会長、岩本重幸職務代理者、金子美緒委員、高橋久美子委員、西村百合子委員、二橋眞洲男委員、野寄秀明委員、馬淵隆委員、村松真奈美委員、湯口琢磨委員

欠席委員 なし

関係課 鈴木精神保健福祉センター副所長(所長代理)、日置障害者更生相談所副所長(所長代理)、宮木子育て支援課家庭支援グループ長(課長代理)、石川指導課教育総合支援担当課長、山本危機管理監代理、木下中区社会福祉課長補佐(課長代理)、鈴木東区社会福祉課長補佐(課長代理)、夏目西区社会福祉課長、藤澤南区社会福祉課長補佐(課長代理)、藤野北区社会福祉課長、恒川浜北区社会福祉課長補佐(課長代理)、山本天竜区社会福祉課長

事務局 山下健康福祉部長、渡辺健康福祉部次長、久保田障害保健福祉課長、鈴木精神保健福祉担当課長、仲井障害保健福祉課長補佐、橋本総務調整グループ長、柴田生活・就労支援グループ長、大庭請求審査グループ長、杉浦手当助成グループ長、金原指導グループ長、河合精神保健グループ長、総務調整グループ鈴木

4 傍聴者 0人

5 議事内容 1 開会

2 協議事項

(1) 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

(2) 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び第1期障がい児福

祉実施計画の報告について

3 報告事項

(1) 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

4 その他

5 閉会

6 会議録作成者 障害保健福祉課総務調整グループ 鈴木

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有

8 会議記録

1 開会

2 協議事項

(1) 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

■会議資料に基づき事務局が説明

■質疑応答、意見・感想

(高橋委員)

資料13ページの「避難行動要支援者名簿の活用」について、住所変更等に伴う名簿更新も対応とのことだが、名簿掲載に同意後市内で引っ越しをした際に引っ越し先の地区を担当する民生委員の方に名簿掲載について確認したが明確な回答が得られず、市に対して問い合わせをしたが、確認待ちの状態である。引っ越し先の地域の名簿に掲載されているか確認したい。

(事務局)

具体的なケースのため、確認のうえ回答する。

(湯口委員)

資料5ページの「基幹相談支援センターの設置と障害者相談支援事業所の再編」について、基幹相談支援センターの助言数は相談支援事業所の再編によりどのような影響があったか。

(事務局)

相談支援事業所が15事業所から6事業所へ減っているため、全体的な比較はできないが、相談の数としては増えている。再編したことにより利用しやすくなったという声をいただいている。

(二橋委員)

資料13ページの「避難行動要支援者名簿の活用名簿」では要支援者名簿の作成について本人の同意の基とあるが、同意がなく名簿に登載されない方についてはどのような支援がなされるのか。

(関係課)

個人情報保護の観点から同意のない方は、公として支援の手を差し伸べにくいと感じている。今後は地域の避難支援関係者との連携について話し合いの機会を持ちながら考えていくことになろうかと思う。

(二橋委員)

災害発生時に名簿にない方が見捨てられるということにならないよう取り組みをお願いしたい。

(関係課)

平時における地域での声掛けを引き続きお願いしていく。

(高橋委員)

資料6ページの「地域生活支援拠点等の体制整備」について、一人暮らしの体験は令和2年度実績を教えてください。

(事務局)

令和2年度は令和3年度からの事業実施に向け調整を行った。本年度は事業実施している。

(高橋委員)

一人暮らしの体験は本人の申し出により福祉サービス等を利用するのか。

(事務局)

本人に必要な支援を計画相談支援事業所や基幹相談支援センターなどと調整し、支援内容を決定している。

(高橋委員)

障害福祉サービスにおける共同生活援助とは異なるものか。

(事務局)

お見込みのとおり。

(野寄委員)

資料13ページの「避難行動要支援者名簿の活用」に係る今後の方向性について、「マッチング率が伸び悩んでいる地区へは自治会連合会の会議に参加」とあるが、説明は下部の各地区まで行くとより伝わりやすくなると思うがいかがか。

(関係課)

状況に応じて個別に説明が必要であれば対応しています。

(野寄委員)

各自治会においての感じ方や温度差は異なると思うので、災害時に要支援者への支援の理解促進に取り組んでほしい。

(関係課)

今後も理解促進に向けて取り組んでいく。

(野寄委員)

資料6ページの「地域生活支援拠点等の体制整備」について、事業の継続に関し、マンパワー、予算や人の手立ては十分足りているか。

(事務局)

地域生活支援拠点の体制整備のコーディネーター役は、基幹相談支援センターへ委託して行っているが、体制構築は地域の事業所のマンパワーを借りて行っている。

(2) 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び第1期障がい児福祉実施計画の報告について

- 会議資料に基づき事務局が説明
- 質疑応答、意見・感想

(湯口委員)

資料23ページの「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、「医療的ケア児等コーディネーターを配置」とあるが、どのような立場の人を配置するのか。

(事務局)

社会福祉法人に委託をして行っており、相談支援専門員と保健師の資格を持っている方に対応していただいている。

(高橋委員)

資料24ページの「サービスの見込み量に対する実績」について、障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）が大幅に増えている理由は何か。

(事務局)

高齢者デイサービスセンターが自立訓練（機能訓練）の指定を合わせて受けていただいたことにより事業所数が増加したことなどによるもの。

(岩本委員)

資料26ページの地域生活支援事業の「サービスの見込み量に対する実績」について、地域活動支援センターの目標値が7で実績値が6であるが、今後増やす見込みはあるのか。

(事務局)

令和元年度末をもって1事業者撤退に伴い、6事業所となっているが、新たに策定した第6期障がい福祉実施計画での目標値も7としているため、目標達成に向けて調整してまいりたい。

(岩本委員)

資料21ページの「地域生活支援拠点の整備」について、実績欄に「基幹相談支援センターへの委託により、地域生活支援拠点事業を開始し、」とあるが、実際に事業を利用したい場合どこに相談すればよいか。

(事務局)

障害保健福祉課生活・就労支援グループが相談窓口となる。

(岩本委員)

一人暮らしの体験の場の提供について現在の進捗状況はどうか。

(事務局)

昨年度まで調整を行い、本年度から事業を開始している。

(村松委員)

資料 27 ページの「サービスの見込み量に対する実績」の放課後等デイサービスについて、令和 2 年度は 1,909 名の利用実績とあるが、肢体不自由児や発達障がい児が利用する事業所など、受け入れの内訳を教えてください。

(事務局)

調査して回答する。

3 報告事項

(1) 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

- 会議資料に基づき事務局が説明
- 質疑応答、意見・感想

(湯口委員)

資料 28 ページの「障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について」の合理的配慮の提供及びユニバーサルデザイン化の取り組みでの広報に関して、広報はままつの点字版と音声版はどちらの利用が多いか。

(事務局)

確認して回答する。

(高橋委員)

障害者差別解消法が法改正されるということだが、これまで行政にのみ義務付けられていた合理的配慮が事業者にも適用されることについて市の考えをうかがいたい。

(事務局)

令和 3 年の通常国会で障害者差別解消法が改正され、これまで事業者に対する合理的配慮は努力義務となっていたものが、施行後は行政と同じように義務化される。現在、国で基本方針を定めていることから、それが定まり次第、内容を確認し国や県等と調整していく。

(高橋委員)

知的障がいのある方や発達障がいのある方は見た目で分かりにくいいため、合理的配慮をしていただくにしても自分たちが声をあげないと伝わらないところがある。そういったところも気にしていただきたい。

4 その他

(高橋委員)

新型コロナウイルスワクチン接種について、知的障がいのある方や発達障がいのある方の接種に、市の配慮があったことに感謝している。今後 3 回目の接種等においても配慮をお願いしたい。

5 閉会